

## (事業者向け) 吹田市障がい者入院時コミュニケーション支援事業概要

### 1 事業の目的

意思疎通が困難な障がい者が入院時(※)において、医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合に、本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を確保することを目的とします。

(※) 精神科への入院の場合は対象外となります。

### 2 利用対象者

吹田市在住(※)の18歳以上の障がい者で次の全てにあてはまる方

- (1) 心身の障がいにより意思の伝達が困難な方
- (2) 吹田市の支給決定を受けて障がい福祉サービス事業(療養介護事業を除く)を現に利用している方、又は地域生活支援事業のうち移動支援事業及び日中一時支援事業を現に利用している方
- (※) 吹田市の支給決定を受けて、市外において施設入所支援及び共同生活援助を利用している方を含める。
- (3) 障がい支援区分認定のために聴き取る認定調査項目におけるコミュニケーション等に関連する項目のうち、以下の項目のいずれかに該当する方

#### ・ 3-3 コミュニケーションについて

⇒[2. 特定の者であればコミュニケーションできる]

○特定の者であればコミュニケーションできる場合

⇒[4. 独自の方法でコミュニケーションできる]

○独自の方法(本人独特のジェスチャーや仕草)でコミュニケーションする場合

○重度肢体不自由のため、まばたき等でコミュニケーションする場合

⇒[5. コミュニケーションできない]

○重度の知的障がいや精神障がい等のため、コミュニケーションが困難

#### ・ 3-4 説明の理解について

⇒[2. できない]

○説明を全ては理解できず、説明に応じた行動ができない場合

⇒[3. 理解できているか判断できない]

○説明を理解できているか判断できない場合

### 3 支援の内容

- (1) 対象者が入院した際、医師や看護師等と対象者の意思疎通の仲介を行うこと、及びこれに伴う必要な見守りを行います。

(具体例)

- ① 入院時の説明、聞き取りの際の意思疎通支援
- ② 診療時や病室等で、利用者の主訴等を伝える意思疎通支援
- ③ 病院スタッフによる治療計画・入院計画の説明の際の意思疎通支援
- ④ 診察・処置・検査療養の説明、実施の際の意思疎通支援

- ⑤ 手術前後の説明、処置の際の意思疎通支援
- ⑥ リハビリの説明、実施の際の意思疎通支援
- ⑦ 退院後の治療・療養の説明の際の意思疎通支援
- ⑧ 医療費制度・福祉保健制度の相談・説明の際の意思疎通支援
- ⑨ その他の意思疎通支援

(2) 医師や看護師等に、利用者との意思伝達を図る方法や利用者の訴え（サイン）などを伝え、医師や看護師等が支援できるよう体制整備に協力をする。

#### 4 支援に含まれないもの（例）

- ・ 食事介助、トイレ介助、更衣介助、清拭介助等の身体介護
- ・ 院内の移動における、支える、車椅子を押すなどの介助
- ・ 診療報酬の対象となる支援や、買い物の代行など
- ・ 緊急手術となった場合の同意や転院の同意等、本人の代わりに意思決定を行うこと

#### 5 コミュニケーション支援ができる人

利用者の日常の支援を行っている以下の事業にかかる事業所職員

- ・ 障がい福祉サービス事業者（療養介護事業を除く）
- ・ 特定相談支援事業者
- ・ 移動支援事業及び日中一時支援事業を行う事業者

（具体例）

- (1) ホームヘルプ又はガイドヘルプ事業の従事者で、本人への支援実績がある方
- (2) 本人のサービス等利用計画を作成している特定相談支援事業所の相談支援員
- (3) 日中活動先の支援員
- (4) グループホームの生活支援員

#### 6 標準支給量

原則1日当たり5時間、1月当たり60時間以内とします。

（1日の利用回数、利用時間数に制限はありません。）

例) 2日間入院 2日×5時間＝10時間（支給決定時間）

1日目・・・6時間利用

2日目・・・4時間利用

○利用者が入院先の医師や看護師等との意思伝達を図ることを目的とし、24時間常時付き添っているような支援は想定していません。

○医師や看護師等に、利用者との意思伝達を図る方法や利用者の訴え（サイン）などを伝え、医師や看護師等が支援できるよう引き継等を行い、標準支給量の範囲内で収まるように努めていただくようお願いいたします。

## 7 利用者負担

無料

※市外等遠方の病院への派遣になる場合は、交通費等の実費負担について、利用者とあらかじめ取り決めをしてください。報酬には交通費は含んでいません。

## 8 事業者への報酬

単価 1時間あたり 1,590円

- 10分未満の端数があるときは切り捨て
- 10分以上 40分未満の端数があるときは795円を加算
- 40分以上の端数があるときは1時間として算定

## 9 利用手続き事務の流れ

- (1) 対象者が入院することが決まり、病院スタッフとの意思疎通のための支援が必要となった際、利用者が、派遣を希望する事業者へあらかじめ承諾を得たうえで、吹田市（障がい福祉室及び各地域保健福祉センター）へ「利用申請書」を提出します。
- (2) 吹田市は、対象者であるか否かを決定し、利用者に「利用決定通知書」、事業者へ「登録通知書」を送付します。
- (3) 利用者は、(2)の通知書を登録事業者に提示し、事業者にサービス提供を依頼します。
- (4) 事業者は、本人や家族の希望を踏まえたうえで医師や看護師等とも相談し、支援時間を計画し、支給量の範囲内でサービスの提供を行います。
- (5) 利用者は入院期間を証明する書類を取得次第、吹田市へ提出します。
- (6) 事業者は、サービス提供終了後、概ね2週間以内に、吹田市へ実績報告書及び請求書を提出します。
- (7) 吹田市は、請求内容を審査し、事業者への支払を行います。

